

公益財団法人和歌山県文化財センター 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人和歌山県文化財センター（以下「文化財センター」という。）定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語、意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、文化財センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費等をいう。
- (7) 費用弁償とは、前号の通勤手当を除き職務の遂行に伴い発生する費用の弁償として支給する旅費等をいう。

(報酬)

第3条 常勤役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額をもって支給する。
- 3 常勤役員には、賞与として期末手当を支給することができる。
- 4 常勤役員が退職した場合には、退職手当を支給することができる。ただし、和歌山県又は他の事業体に長期勤続し定年退職等で退職後、この法人の常勤役員に就任した者には、退職手当は支給しない。
- 5 非常勤役員及び評議員には、理事会、評議員会等への出席等、必要の都度、報酬として定額を支給することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、和歌山県教育委員会の職員である非常勤役員及び評議員には、報酬を支給しない。
- 7 和歌山県教育委員会と文化財センターとが締結した和歌山県教育委員会職員の派遣に関する協定に基づき、和歌山県教育委員会から派遣された職員が常勤役員に選任された場合には、その常勤役員には、報酬を支給しない。

(報酬の額の決定)

- 第4条 常勤役員に対する報酬は、別表1の「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2の「非常勤役員の報酬」のとおりとする。
 - 3 常勤役員に期末手当を支給する場合における期末手当の額は、文化財センター職員の期末手当及び勤勉手当の算出方法に準じて算定した額の合計額とする。
 - 4 常勤役員に退職手当を支給する場合の退職手当の額は、和歌山県の一般職員の例による。
 - 5 評議員に対する報酬は、別表3のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が文化財センターの業務に関し出張し、又は理事会、評議員会等へ出席した場合は、当該役員及び評議員に対し、その要した費用に対し費用弁償を支給する。

- 2 前項の費用弁償の額は、文化財センター職員の旅費相当額とする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における通勤手当の額は、文化財センター職員の例によるものとする。

(支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬並びに費用の支給方法は、この規程に定めるもののほか、文化財センター職員の例によるものとする。

(公表)

第8条 文化財センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人和歌山県文化財センター設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

別表1（第4条関係）

常勤役員の報酬月額 300,000円までの範囲内

別表2（第4条関係）

非常勤役員の報酬

理 事	理事会出席等	出席の都度	定額1日	6,000円
監 事	監事業務	必要の都度	定額1日	24,000円

別表3（第4条関係）

評議員の報酬 評議員会出席等 出席の都度 定額1日 6,000円